

東京医療保健大学 放射線看護研修センター
がん放射線療法看護認定看護師養成課程教員会規程

(目的)

第1条 この規定は、東京医療保健大学放射線看護研修センター規程第5条2項及び、がん放射線療法看護認定看護師養成課程に関する規程第35条2項に基づき、がん放射線療法看護認定看護師養成課程を適切に運営するために、がん放射線療法看護認定看護師養成課程教員会(以下「教員会」という。)を置き、教員会について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教員会は、放射線看護研修センター長(以下「センター長」という。)、主任教員、専任教員及び東京医療保健大学外委員(以下「学外委員」という。)をもって構成する。

2 委員会の委員に、がん放射線療法看護認定看護師若しくはがん放射線治療の看護実践者を含むものとする。

3 学外委員は2名以上とする。

(役割)

第3条 教員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研修生の入学及び修了に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 本教員会に所属する教員・講師の選考及び業務内容等に関する事項
- (4) その他、本教育課程を運営するに当り、センター長が必要と認めた事項。

(議長)

第4条 教員会に議長を置き、主任教員をもって充てる。

2 議長は、教員会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 教員会は、議長が招集する。

2 教員会は、構成員総数の半数以上の構成員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 教員会の議事は、会議に出席した構成員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(開催)

第6条 教員会は、研修期間中原則として3カ月に1回開催する。

2 教員会は、定数の過半数の出席を要する。ただし、別に定める委任状を提出した場合は、当該者は出席とみなす。

3 センター長が必要と認めるとき、臨時に教員会を開催することができる。

(庶務)

第7条 教員会の事務は事務職員が行う。

附則 この教員会規定は平成30年4月1日から施行する。